

#### 4 機器着目網ニテヘの支援事業（第4号事業）

事業名	内容	実施期間	支援対象者等・担当者・実施要領
被害者自助グループの育成と被害者自助グループが行う活動の支援	被害を受けた本人やその遺族が同じような体験をした者同士との交流の場(励まし語り合う場)としての、被害者自助グループを育成することもに活動を支援する。また、被害者の代弁活動を行い被害者に対する社会の理解を深める。	随時	<p>ア 支援対象者 同様の被害体験を有する者との交流を希望する被害者</p> <p>イ 担当者 犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員及び被害者支援者</p> <p>ウ 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交流計画の策定及び連絡</li> <li>○ 諸研修会等による研修の実施</li> <li>○ 小冊子(遺族の手記)の編集</li> <li>○ センターニュースへの寄稿</li> <li>○ シンポジウム・キャンペーン等広報活動への支援</li> <li>○ 講演活動の連絡及び調整等</li> </ul>
地域の自助グループへの協力及び支援	地域の被害者自助グループとの連携を図ることもに、情報提供や講師派遣等の協力と支援を行う。	随時	<p>ア 支援対象 都民センターとの連携や情報交換を希望する地域の自助グループ</p> <p>イ 担当者 犯罪被害相談員・犯罪被害者直接支援員及び被害者支援者</p> <p>ウ 実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交流場所の提供</li> <li>○ センターニュースへの寄稿</li> <li>○ 電子メール等による被害者との交流</li> <li>○ 手記集等の送付</li> <li>○ センター職員等の派遣等</li> </ul>

## 5 関係機関・団体等との連携による被害者支援事業（第5号事業）

事 業 名	内 容	実 施 期	支 援 対 象 者 等・実 施 要 領
警察本部長等と の連携	法第23条第4項に基 づき、警察本部長等から 当該被害者の住所、氏名、	随 時	ア 支援対象者 ○ 警察本部長等から情報提供を受け た被害者

- ウ 犯罪被害者等給付金申請補助員  
実施要領

  - 申請先の説明
  - 犯罪被害給付制度の説明
  - 遺族、重傷病、障害給付金支給  
裁定申請書の記載要領の説明
  - 申請に必要とされる添付書類の説明等

			犯罪被害の概要に関する情報提供が受けられるところから、被害者のプライバシーの保護に努めながら警察本部長等との連絡を図り、効果的な被害者支援活動を実施する。 また、事件発生後、警察への届け出等をためう被害者については、支扱室との連絡を図り、警署の担当者を紹介するほか、被害者の希望する事項等を警察に連絡する。	隨時
検察庁、裁判所等との連携	東京都、区(市)及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携	東京都、区(市)及び東京都犯罪被害者支援連絡会との連携により効果的な被害者支援を行つ。	検察庁や裁判所等に対する問い合わせや連絡について、本人の希望に応じて検察庁や裁判所等に連絡し、業務に支障のない範囲で情報及び回答を得て、被害者へ連絡する。	隨時
都内警察署単位の被害者支援ネットワーク加盟	都内警察署単位等で設立されている被害者支援ネットワーク加盟店	都内警察署単位等で設立されている被害者支援ネットワーク加盟店事業者	ア 支援対象者 ○ 東京都の主管部門 ○ 条例設置等の区又は市の担当課 ○ 東京都犯罪被害者支援連絡会(事務局: 警視庁犯罪被害者支援室)、都立精神保健福祉センター、(社)東京都医師会、各弁護士会等 36機関、団体 (平成17年11月現在)  イ 実施要領 ○ 犯罪被害者等基本法及び実施計画の周知徹底 ○ 活動状況の連絡等による当センターの理解の確保 ○ 被害者支援に関する情報交換 ○ 被害者支援に関する相互協力 ○ 広報活動の協力依頼 ○ 相談・支援担当者の研修の受入れ等	随时

## 6. 相談員・被害者支援ボランティアの養成及び研修事業（第6号事業）

				行うまでの基礎的知識を修得する。
センター役職員及び部外講師	○ 本センターの規則・規程等の内容、事業計画、犯罪構成要件、被害者保護規定等支援者の知識及び技能の向上を図るために研修を実施 ○ 電話、面接相談、直接的支援の実施要領等について、支援者の技能の向上を図るために研修を実施	ア 研修対象者 イ 研修実施者 イ 務局長、各担当責任者及び犯罪被害相談員 ウ 実施要領 ウ 基礎研修終了後に、個別指導により実施	ア 研修対象者 イ 犯罪被害相談員等及び被害者支援者 イ 研修実施者 イ 精神科医、スーパーバイザー、事務局長(相談支援担当)、相談支援室長及び犯罪被害相談員 ウ 実施要領 ○ 個別研修として、研修対象者個々に對して実施 ○ 集団及び全体研修として、犯罪被害相談員等及び被害者支援者に対して実施	ア 犯罪被害相談員等及び被害者支援者 イ 実施要領 ○ 監視官、検察官及び裁判所等の見学、及び研修の受講 ○ 他の団体等の各種研修会等の受講
外部研修	被害者支援に係る関係機関、団体等の見学や、他の団体等が行う研修及びセミナー等への参加を通じて知識、技能を修得する。	随時	ア 研修対象者 イ 犯罪被害相談員等及び被害者支援者 イ 研修実施者 イ センター役員、精神科医、事務局長(相談支援担当)、相談支援室長等 ウ 実施要領	ア 研修対象者 イ 犯罪被害相談員等及び被害者支援者 イ 研修実施者 イ センター役員、精神科医、事務局長(相談支援担当)、相談支援室長等 ウ 実施要領
事例検討会の実施	実際の相談事例について検討を重ね、犯罪被害相談員等及び被害者支援者の知識及び技能の向上を図る。	毎週回		相談事例及び相談員の対応結果等から、被害者の抱える諸問題を把握するとともに、個々の事例に対しても、被害者の相談・支援要領を検討して、知識及び技能の向上に努める。

7 被害者の実態に関する調査及び研究事業（第7号事業）

事業名	内容	実施期	実施責任者等・実施要領
調査研究事業			
1 被害者が抱える問題、支援内容の調査研究を行う。 2 被害者の回復のための自助グループの役割と支援に関する調査研究を行う。		年度内	<p>ア 実施責任者  <input type="radio"/> 責任者：事務局長（相談支援担当）  <input type="radio"/> 副責任者：相談支援室長</p> <p>イ 実施要領  <input type="radio"/> 電話・面接相談、直接的支援、自己グループ支援事例からのデータ収集と分析  <input type="radio"/> 被害者に対するアンケート調査  <input type="radio"/> 被害者支援関係機関、団体等の調査</p>
被害者支援に係る関係機関、団体等が主催する各種研修会への参加や学術書等により、効果的な支援活動のあり方を学び研究する。		随時	<p>ア 実施責任者  <input type="radio"/> 責任者：事務局長（相談支援担当）  <input type="radio"/> 副責任者：相談支援室長</p> <p>イ 実施要領  <input type="radio"/> 参加による研究  <input type="radio"/> 各種研修会及びシンポジウムへの参加による研究  <input type="radio"/> 日本被害者学会、日本犯罪学会等への出展による研究  <input type="radio"/> 学術書等による研究  <input type="radio"/> 他団体の相談、支援結果に基づく実施要領の研究  <input type="radio"/> その他関係機関、団体の機関誌、刊行物及び書籍等に掲載された調査結果に基づく相談・支援要領の研究</p>
被害者支援先進国との被害者支援の具体的な内容の調査研究を行う。		8月～9月頃	<p>ア 実施責任者等  <input type="radio"/> 責任者：事務局長  <input type="radio"/> 副責任者：相談支援室長  <input type="radio"/> 総務課長</p> <p>イ 実施要領  <input type="radio"/> より適切で効果的な被害者支援センターを築くために、先進国の被害者支援団体が刊行する、文献等による調査研究  <input type="radio"/> 全国ネットワーク事務局及び「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受けた支援団体等と連携し、外国の民間被害者支援団体が行う活動状況を観察研究し、当センターの相談・支援活動に活用</p>

8 被害者支援活動に関する広報及び啓発事業（第8号事業）

事業名	内容	実施期	実施責任者・作成資料等
-----	----	-----	-------------

広報資料等の作成及び配布	<p>関係機関、団体等を通じ、又は各種行事や講演会等の活動を利用して、リーフレット等を配布する。また、当センターのホームページに被害者支援機を掲載して、広報啓発活動を推進する。</p> <p>7.11.3月 ○ リーフレット (直接的支援用) 25,000部 (一般用) 185,000部 5月 ○ ポスター (B1) (B3) 10,000枚 ○ 作成資料 機関誌 (センターニュース) 各 15,000部 ○ 小冊子 (遺族の手記集) 30,000部 ○ ホームページの更新 ○ その他の広報活動</p>
広報行事の開催	<p>被害者自助グループ及び関係機関、団体等との連携により、シンポジウムを開催し、都民に対しても積極的に広報啓発活動を実施する。</p> <p>9月頃 ○ 実施責任者：事務局長 ○ 副責任者：総務課長 ○ 相談支援室長 ○ 「犯罪被害者支援シンポジウム」 (東京富士大学二上講堂)</p>
その他必要と認められる広報活動	<p>様々な機会を利用して、都民や関係機関、団体等へ積極的な広報啓発活動を推進する。</p> <p>随時 ○ 活動内容 ○ 関係機関、団体等における講演会 ○ 報道機関の協力による各種広報 ○ 自治体広報紙への掲載依頼 ○ 活動報告会の開催 (センター施設の見学及び業務内容の説明) ○ 企業、団体等への訪問活動等</p>

## 9 その他本センターの目的を達成するために必要な事業

事業名	内 容	実 施 時 期	実施責任者・実施要領
支所設置に向けた活動	被害者の利便を図るために、支所を設置するための活動を推進する。	随 時	<p>ア 実施責任者 ○ 責任者：事務局長 ○ 副責任者：総務課長 ○ 副責任者：相談支援室長</p> <p>イ 実施要領 ○ 当センターからの距離が離れた場所の検討 ○ 設置建物を借用するための関係機関との交渉 ○ 建物構造の検討 ○ 犯罪被害相談員等の確保 ○ 運営経費の確保</p>

会員確保に向けた積極的活動	訪問活動やDMの送付等による会員の確保	<p>ア 実施責任者 ○ 責任者：事務局長(総務担当) ○ 副責任者：総務課長</p> <p>イ 実施要領 ○ 送付資料の整備 ○ 機関誌「セントーニュース」、 ホームページ等を利用した広報活動 ○ 企業訪問、DMの送付等による会員の確保</p>
---------------	---------------------	---